

特殊肥料（「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」）の品質表示について

- 1 特殊肥料のうち、「堆肥」と「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」については、特殊肥料の品質表示基準に基づき、品質表示が必要です。

【根拠】肥料の品質の確保等に関する法律第22条の2

特殊肥料の品質表示基準（最終改正 令和2年10月27日農林水産省告示第2087号）

- 2 品質表示については、下の記載例を参考に表示してください。

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	〇〇〇〇 *1
肥料の種類	堆肥 *2
届出をした都道府県	北海道第〇〇〇〇号 *3
表示者の氏名又は名称及び住所 *4	〇〇〇〇株式会社 札幌市中央区北3条西6丁目
正味重量	20キログラム（20リットル） *5
生産した年月 （原料）	令和3年4月 *6 牛ふん、鶏ふん、肉骨粉、わら類、樹皮 *7
備考：1	生産に当たって使用された重量の大きい順である。 *8
2	この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。 *9
3	腐熟を促進するために尿素を使用したものである。 *10
4	牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を5%使用したものである。 *11
5	粒状化を促進するためにこんにやく飛粉を使用したものである。 *10
6	固結を防止するためにパーライトを使用したものである。 *10
7	浮上を防止するためにかんらん岩粉末を使用したものである。 *10
8	悪臭を防止するためにゼオライトを使用したものである。 *10
主要な成分の含有量等	窒素全量 3.0% *12 りん酸全量 1.0% *12 加里全量 0.5%未満 *12 銅全量 350mg/kg *13 亜鉛全量 950mg/kg *14 石灰全量 15.0% *15 炭素窒素比 5 *16

※文字及び数字は8ポイント以上の大きさで見やすい書体にしてください。

【表示の様式について】

- (1) 表示に用いる文字及び数字の色、大きさ等は次に掲げるところによらなければなりません。
- ア 表示に用いる文字及び数字の色は、背景の色と対照的な色としてください。
- イ 表示に用いる文字及び数字は、日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさとし、かつ、消費者の見やすい書体としてください。
- (2) 肥料の正味重量が 6 キログラム未満の場合には、この様式の文字及び様式の大きさは適宜とします。
- (3) 生産若しくは輸入又は表示した年月を記載例に従い記載することが困難な場合には、「生産（輸入）した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができます。
- (4) 原料を記載例に従い記載することが困難な場合には、「原料」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができます。

【※1～※16の解説】

- ※1 届出書で北海道へ届け出たとおりの肥料の名称を記載してください。
- ※2 「堆肥」、「動物の排せつ物」、「混合特殊肥料」の別を記載してください。
- ※3 届出書副本に記載された受理番号を記載してください。
- ※4 肥料を生産した場合は生産業者が表示者となり、特殊肥料生産業者届出書で届け出たとおりに記載してください。
- 肥料を輸入した場合は生産業者が表示者となり、特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりに記載してください。
- 肥料が入っている袋などを開いたとき、肥料を詰め替えたとき、バラの肥料を袋などに入れた場合に限り、販売業者が表示者となります。肥料販売業務開始届出書で届け出たとおりに記載してください。
- ※5 ○kg と記載すること。ただし、容積量をリットル単位で併記することができます。
- ※6 ア 生産した年月は次の例のいずれかにより記載してください。
- (ア) 令和 3 年 4 月
- (イ) 3. 4
- (ウ) 2021. 4
- イ 生産し、又は輸入した年月を販売業者が知らないときは、「生産（輸入）した年月」を「表示した年月」として、表示した年月を記載してください。
- ※7 原料の記載方法について
- (ア) 堆肥及び動物の排せつ物
- 原料名は、「鶏ふん」、「もみがら」等最も一般的な名称をもって記載してくだ

さい（商品名を書かないように注意すること）。混合特殊肥料を原料として使用する場合は、「混合特殊肥料」という字句を用いず、当該混合特殊肥料の原料として使用した特殊肥料の種類（堆肥又は動物の排せつ物を当該混合特殊肥料の原料として使用している場合には、「堆肥」又は「動物の排せつ物」の字句を用いず、当該堆肥又は動物の排せつ物の原料の最も一般的な名称、「鶏ふん」「もみがら」など）をもって記載してください。

(イ) 混合特殊肥料

原料名は、昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の一の(イ)又は(ロ)に掲げる特殊肥料の種類をもって記載してください。

また、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合には、「堆肥」又は「動物の排せつ物」の字句の次に〔 〕を付し、〔 〕の中に当該肥料の原料をアの記載方法に従い「鶏ふん」「もみがら」など最も一般的な名称をもって記載してください。

混合特殊肥料を原料として使用する場合には、「混合特殊肥料」の字句を用いず、当該混合特殊肥料の原料である特殊肥料の指定名を記載してください。

※8 生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に記載することとし、記載例のように備考で重量の大きい順であることを記載してください。

※9 生産に当たって動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の（1）に定める動物由来たん白質であって、同（1）の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。）が使用されたものについては、次の区分に応じ、それぞれに定める事項を明記して次に掲げる例を記載してください。

(ア) 牛等由来の原料を含まない場合

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。

※動物由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができます。

(イ) 牛等由来の原料を含む場合又は原料事情等により含む可能性がある場合

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

※牛等由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができます。

※10 材料（※11に掲げるものを除く。）は、次の区分に応じて記載してください。

(ア) 堆肥（(イ)に掲げるものを除く。）

生産に当たって腐熟を促進する材料が使用されたものについては、その名称

を記載してください。

(イ) 混合特殊肥料等（次に掲げる材料が使用された混合特殊肥料を原料として使用する堆肥及び動物の排せつ物を含む。）

生産に当たって固結、浮上若しくは悪臭を防止するための材料又は粒状化を促進するための材料（昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の別表第二に掲げる材料に限る。）が使用されたものについては、その材料の名称を記載してください。また、当該材料が使用された混合特殊肥料を原料とした場合にあっては、その材料の名称も記載してください。

- ※11 生産に当たって肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第64号）別表第1号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、その材料の名称及び使用量を記載してください。また、当該材料が使用された特殊肥料を原料とした場合にあっては、その材料の名称も記載してください。
- ※12 窒素全量、りん酸全量、加里全量については、小数点以下第1位までを%単位で表示してください。現物当たりの含有量が0.5%未満の場合は「0.5%未満」と表示することができます。
- ※13 豚ふんを原料として使用するものであって、銅全量を現物1kg当たり300mg以上含有する場合に限り、○mg/kgの単位で整数で記載してください。
- ※14 豚ふんや鶏ふんを原料として使用するものであって、亜鉛全量を現物1kg当たり900mg以上含有する場合に限り、○mg/kgの単位で整数で表示してください。
- ※15 石灰を原料として使用するものであって、石灰全量を現物1kg当たり150g以上含有する場合に限り、小数点以下第1位までを%単位で表示してください。
- ※16 炭素窒素比は、整数で表示してください。

【主要な成分含有量等について】

主要な成分の含有量等は、現物当たりで表示することが基本ですが、現物当たりでの表示が困難な場合は、標題を「主要な成分の含有量等（乾物当たり）」と記載し、乾物当たりの数字で記載することができます。

この場合、炭素窒素比の表示の下に、水分含有量を小数点以下第1位までを%単位で表示してください。

【表示事項について】

ここに掲げる表示事項以外は記載しないでください。

3 主要な成分の含有量等の誤差の許容範囲

主要な成分の含有量等は、次の表の項目欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の「表示の単位」欄に掲げる表示の単位を用いて現物当たりの数値で記載してください。この

場合において、表示値の誤差の範囲は同表の「誤差の許容範囲」欄に掲げるとおりです。

主要な成分	表示の単位	誤差の許容範囲	表示の桁数
窒素全量 りん酸全量 加里全量	パーセント (%)	<ul style="list-style-type: none"> ・表示値が 1.5%未満の場合 ⇒ <u>(表示値)</u> ±0.3% ・表示値が 1.5%以上 5%未満の場合 ⇒ <u>表示値</u>の±20% ・表示値が 5%以上 10%未満の場合 ⇒ <u>(表示値)</u> ±1% ・表示値が 10%以上の場合 ⇒ <u>表示値</u>の±10% 	
銅全量	1 kg 当たり mg (mg/kg)	<u>表示値</u> の±30%	
亜鉛全量	1 kg 当たり mg (mg/kg)	<u>表示値</u> の±30%	
石灰全量	パーセント (%)	<u>表示値</u> の±20%	
炭素窒素比	—	<u>表示値</u> の±30%	
水分含有量	パーセント (%)	<u>表示値</u> の±30%	

4 表示の仕方について

(1) 容器又は包装を用いる場合

肥料の最小販売単位ごとにその外部の見やすい箇所に表示事項を印刷するか又は表示事項を記載した用紙を容器等からはがれないように付けてください。

(2) パラの場合

表示事項を記載した用紙を手渡しなどで相手に渡してください。